# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	就学援助事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、就学援助事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

草加市教育委員会

#### 公表日

令和6年5月17日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	就学援助事務					
②事務の概要	●事務全体の概要 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び草加市就学援助実施要綱の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などの一部支給により必要な援助を行う。  ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①要保護者の認定、廃止 ②就学援助費受給申請書の受付、審査、認定、不認定 ③要保護者・準要保護者の管理 ④援助費の支給管理					
③システムの名称	番号管理連携システム、中間サーバー、窓口支援システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
学校保健安全法に基づく医療	券受給者名簿					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項(利用範囲) ●草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年12月16日条例第28号) ・第4条(個人番号の利用範囲) 別表第一の7の項					
	●草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則					
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携					
①実施の有無	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>(選択肢&gt;</li> <li>(実施する)</li> <li>(契施しない)</li> </ul> </li> <li>3)未定</li> </ul>					
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限))及び別表第二 ●番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 (別表第二における情報照会の根拠) 113の項(高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした項における主務省令で定める事務及び情報について定める条項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	教育総務部学務課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 教育総務部学務課 048-922-2674					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 教育総務部学務課 048-922-2674					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年5月1日 時点				
2. 取扱者	<b>X</b>						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
			16年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワー	クシステムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ある</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分でも	5a ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分でも	5a ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分であ	56 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネ	<b>ミットワークシステム</b>	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ある</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			) ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分では	<b>5</b> る ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	)			
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分であ	<b>ある</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部盟	<u></u> 盖査			
9. 従業者に対する教育・程	<b>客発</b>						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っ	ている ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月21日	I 1. ③システムの名称	使用せず	番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月21日	I 5. ②所属長	学務課長 川﨑 淳一郎	学務課長 関根 秀一	事後	人事異動による修正
平成28年6月21日	Ⅱ 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月21日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年9月16日	I 4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第14号(特定個人情報の提供の制限)	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限))及び別表第二	事後	番号法改正による修正
平成30年2月19日	Ⅱ 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月19日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年8月8日	I 5. ②所属長の役職名	学務課長 関根 秀一	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年8月8日	Ⅱ 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年8月8日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成31年4月16日	Ⅱ 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成31年4月16日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月27日	Ⅱ 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月27日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月27日	Ⅳ リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅱ 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月16日	I 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 教育総務部学務課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 教育総務部学務課 048-922-2674	事後	請求先の見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I 8. 連絡先	埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 教育総務部学務課 048-922-2674	事後	請求先との表記の整合に伴う 修正
令和4年12月16日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月16日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年8月25日	Ⅱ 1. 対象人数	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年8月25日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月17日	I 1. ③システム名称	番号管理連携システム、中間サーバー	番号管理連携システム、中間サーバー、窓口支援システム	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和6年5月17日	Ⅱ 1. 対象人数	令和5年7月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月17日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年7月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正